

令和6年度

第8回定例農業委員会会議録

令和6年11月20日 開催
令和6年11月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第8回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第11号

令和6年度 第8回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年11月13日

農業委員会会長 谷本 利信

召集 令和6年11月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年11月20日 午後 1時30分

閉会 令和6年11月20日 午後 3時40分 (会期1日)

第1日目 (11月20日)

出席委員 18名

1番	谷本 利信	8番	滝川 廣男	15番	横井 博美
2番	笹川 武義	9番	三好 直樹	16番	長川 富雄
3番	末長 憲二	10番	國重 義廣	17番	松岡 正広
4番	長尾 清	11番	金滝 耕治	18番	松内 利和
		12番	川西 正廣	19番	藤重 英子
6番	中島 美紀	13番	丸尾 説男		
7番	佐藤 裕子	14番	福家 範行		

議事録署名委員

14番 福家 範行 委員、15番 横井 博美

欠席

5番 西川 謙三 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

議事日程

令和 6 年 11 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地改良にかかる届出について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）
について
- 第 10 議案第 8 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】
について
- 第 11 議案第 9 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 12 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 13 報告第 2 号 農地法第 4 条許可処分取消について

令和 6 年 11 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理（笹川）

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 6 年度第 8 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長（谷本）

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、谷本会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の欠席者は、5 番 西川 謙三 委員の 1 名です。よって、農業委員出席者は、18 名です。

会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、14 番 福家 範行（ふけ のりゆき） 委員
15 番 横井 博美（よこい ひろみ） 委員

を指名します。

議案第 2 号-1

地図・図面： ██████████ 図面番号 4 条-1

申請地： ██████████ 田 83 m² 合計 83 m²
(現況地目は宅地)

地種： 第 2 種農地

併用地： ██████████ 宅地 559.63 m² 及び 農道・水路(用途廃止予定) 合計 585.63 m²

申請者： ██████████

転用目的： 農家住宅の宅地拡張

施設の概要： 農家住宅
住宅 2 階建 1 棟 62.93 m²、倉庫平屋建 1 棟 141.68 m²
合計 204.61 m²

説明： **【理由】** 申請地は、北、東側が農道に接しているが人の通り程度の幅であり自動車の乗入れが出来なかった。
南側県道から出入りするために平成元年頃に申請地を購入、敷地を拡張し平成 9 年に新たに住宅を建築した。
本申請地において農地法の認識不足であり、未申請のまま敷地利用してしまっていたことを反省し、適切な手続きを行うことの始末書を添えての申請となります。
また、宅地と申請の間に公共用財産(水路)が存在しており、これについても用途廃止手続き中である。
農家住宅部分としては、土地の有効利用面積 668.63 m² に対して建物面積が 204.61 m² で、土地利用率 30.6% ≧ 30%。
【資金】 今回、新たに必要な資金は発生していません。
【期間】 不明(平成元年の土地購入時頃)
【造成】 新たな造成はなし。
【排水】 雨水：自然浸透及び前面県道側溝へ放流
汚水：既設合併浄化槽で処理後、前面県道内の公共下水管へ放流
【他法令許可】 公共用財産(農道・水路)の用途廃止
【水利】 ██████████
【隣接同意】 隣接農地なし
【始末書】 あり

議案第 2 号-2

地図・図面： ██████████ 図面番号 4 条-2

申請地： ██████████ 田 109 m² 合計 109 m²

地種： 第 2 種農地

今回、農地を確認している中で無断転用が判明し、本申請に至ったものです。

申請地は宅地と隣接しており、一体的に利用している状態です。

農家住宅部分としては、土地の有効利用面積 713.11 m²に対して建物面積が 311.19 m²で、土地利用率 43.63% ≥ 30%。

本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

【資金】今回、新たに必要な資金は発生していません。

【期間】昭和 63 年 3～4 月頃

【造成】新たな造成はなし。

【排水】雨水：宅地の既設柵から既設排水管にて隣接水路へ放流
汚水：なし

【他法令許可】公共用財産（農道）の使用許可

【水利】XXXXXXXXXX

【隣接同意】隣接農地なし

【始末書】あり

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号についてですが、2 番の案件と議案第 4 号、報告第 2 号が関連案件ですので、2 番の説明時に前後することをご了承ください。

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

まず議案第 3 号の 1 番を説明。

続いて、2 番の案件ですが、会長が申しましたとおり、議案第 4 号、報告第 2 号と関連案件ですので、まず報告第 2 号から説明し、続いて議案第 3 号 2 番、議案第 4 号の順番で説明いたします。

その後、議案第 3 号 3 番、4 番を説明いたします。

コンクリート擁壁 H=0.5~1.3m

【排水】雨水：最終柵を設置し、隣接東側水路に放流

汚水：公共下水道に接続して排水

【他法令許可】公共用財産用途廃止申請

【水利】

【隣接同意】なし

まず、報告第2号（農地法第4条許可処分取消）についてです。（議案書P30）

報告第2号（農地法第4条許可処分取消）

地区・図面：
申請地： 田 805 m² 合計 805 m²
地種： 2種農地
申請者： 【申請人】
転用目的： 太陽光発電施設
内容説明： 【理由】 申請人は、自身所有農地に太陽光発電設備を整備する予定で

し

たが、体調不良と資金計画が成り立たなくなり、計画を成就することなくお亡くなりになりました。

その後、申請農地は耕作に至らず、管理状態で維持されてきました。

この後議案説明いたしますが、今回、現在の所有者である氏と、太陽光発電施設事業を展開し、転用可能用地を探していたとの話がまとまり、まずは前述の4条許可について白紙に戻すため、許可取消願いがなされたものです。

続いて、議案第3号-2についてご説明いたします。（議案書P5）

議案第3号-2

地区・図面： 図面番号5条-2
権利設定 所有権移転
申請地： 田 272 m²外1筆 合計 1,417 m²
地種： 2種農地
併用地： 宅地 105.47 m² 合計 105.47 m²
申請者： 【譲渡人】
【譲受人】

転用目的 : 太陽光発電施設
用途 : 太陽光発電施設
施設の概要 : 太陽光発電施設 7基 524.16㎡
電柱 1基 0.01㎡

申請内容 : 【理由】 申請人は、[redacted]に主たる事務所を置き、平成25
説明 年に設立した太陽光発電施設設置等を行う法人です。

転用に及んだ理由ですが、譲渡人である[redacted]氏は、先に説明した[redacted]さんのご子息で、平成29年の太陽光発電施設整備計画が頓挫し、元々耕作に不便であった当該申請地の管理に苦慮していたところ、太陽光発電用地を探していた譲受人である[redacted]との話がまとまったため申請に至ったものです。申請農地は農地縁辺部であり営農への影響が小さいため選定したものです。

また、計画の施工にあたり水利組合と協議したところ、施設設置について雨水や土砂等の流出を最小限にしてほしいとのことから、水路から6m程度セットバックした土地利用計画にするなど、配慮しています。

【資金】 土地代 300万円、造成費 200万円、建築費 1770万円
合計 2270万円
<内訳> 自己資金 2270万円

【期間】 許可後R7.1.6～R7.6.30

【造成】 高低差部分を在地で盛土・切土で整地する。

【排水】 雨水：最終雨水枡を設置・集水後、東側水路へ放流
汚水：なし

【他法令許可】 なし

【水利】 [redacted]

【隣接同意】 なし

続いて、議案第4号についてご説明いたします。(議案書P6)

お配りしている修正分をご覧ください。

議案第4号(農地改良届)

地図・図面 : [redacted] 図面番号農地改良-1
申請地 : [redacted] 田 1,845㎡の内 698㎡
[redacted] 田 584㎡
[redacted] 田 177㎡の内 124㎡
[redacted] 田 384㎡の内 284㎡

申請内容 : 【理由】 [REDACTED] 周辺で申請者が民泊施設・
説明 店舗を計画
し、R5年9月に許可を受けて整備中だが、[REDACTED]の北
側宅
地を不足の利用者駐車場として取得する予定であったが、
諸事情により取得できなくなった。
周辺において適地を探していたが、今回申請地の所有者が
管理に苦慮していることもあり、当該申請地を取得するこ
とで話がまとまった。
申請地からは300m程度であり、町道にも面していること
から申請に至った。

【資金】 土地代10万円、造成費20万円、建築費0万円
合計30万円
<内訳> 自己資金30万円、借入金0万円

【期間】 許可後R7.1.16～R7.3.31

【造成】 表層10cmを取除き、クラッシャーラン10cm敷均し。

【排水】 雨水：自然浸透及び南側へ集水後、東側道路側溝へ放流。
汚水：なし

【他法令許可】 なし

【水利】 なし

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第3号-4

地図・図面 : [REDACTED] 図面番号5条-4

権利設定 使用貸借権

申請地 : [REDACTED] 田 1087 m²外4筆 合計6,396 m²
(田3筆5,458 m²、畑2筆938 m²)

地種 : 1種農地

併用地 : [REDACTED] 山林 892 m²外6筆 公共用財産私下
農道・水路 合計3,600.6 m²

申請者 : 【貸人】 [REDACTED]
【借人】 [REDACTED]
[REDACTED]

転用目的 : 建設残土による農地造成

用途 : 建設残土による農地造成

施設の概要 : なし

申請内容 : 【理由】 今回の申請は、令和3年12月に許可を受けて3年間の許
説明 可工事期間で施行していた建設残土の処分による農地造成

計画も適正で、転用の確実性が確認できること、他法令の調整状況も了とされる見込みであり、地元水利組合の同意も得ていることなどから、許可相当と判断しております。

【資金】土地代 0 万円、造成費 1,000 万円、建築費 0 万円

合計 1,000 万円

<内訳>自己資金 1,000 万円、借入金 0 万円

【期間】R6.12.21～R9.12.20

【造成】盛土 建設残土 H=0～5.71m、切土 H=0～0.7m

【排水】雨水：排水路、排水柵を設置して東側既設水路に放流

汚水：なし

【他法令許可】法定外公共物申請

農道水路を新設付替え、一部用途廃止

【水利】

【隣接同意】なし

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号、議案第 4 号、報告第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 5 号現況証明について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 5 号-1

地図・写真： 図面番号 非農地-1

申請地： 田 22 m² 合計 22 m²

現況地目： 農業用施設（農道）

利用状況： 農道

申請人：

申請理由： 申請者の父の時代である昭和 58 年頃に、近隣農地を含めて耕作する際に、機械等の行き来など、農地の維持管理に不便を感じたことから農地の一部を農道として利用していたが、今回、農業用施設として地目変更のため、非農地証明を行うにいたりまし

た。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第5号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてですが、6番、7番に、國重 義廣（くにしげ よしひろ）委員に関係する案件が含まれますので、審議の間、國重委員はご退室をお願いします。

【 國重委員退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第6～7号について、説明します。

P.10～11をご覧ください。

議案第6号-6～7

所在： [REDACTED] 田 832 m²外 4 筆 合計 3,900 m²

利用権： 賃貸借権

貸付人： 6号 [REDACTED]

7号 [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

借受人経営面積： 93,381 m²

利用目的： 水稻、麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R6.12.1～R12.11.30（6年間）

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

案件 6 番、7 番につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の 6 番、7 番について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P. 8～P. 12 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数：6 件 合計 15,722 m²

内訳

新規契約： 1～5 番 5 件 15,239 m²

更新契約： 8 番 1 件 483 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第7号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。今月の案件は、機構の借受と機構からの貸付の終期が異なり、機構からの貸付の終期を先に迎えた契約について、耕作者を変更するものです。P.13をご覧ください。件数は1件、面積は2,701㎡です。

現契約の土地所有者から機構への借受期間はR10.12.31まで続いているものの、耕作者への貸付期間が、R6.12.31で満了となるため、R7.1.1からR10.12.31まで、耕作者を変更して貸し付けるものです。

貸付先は、[REDACTED]で、利用権は賃貸借権、賃料は10aあたり5,000円での契約です。以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号についてですが、8番、9番に、滝川廣男（たきがわ ひろお）委員に係る案件が含まれています。

審議の間、滝川委員はご退室をお願いします。

【 滝川委員退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第8号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第8～9号について、説明します。P.18～19をご覧ください。

所在： [REDACTED] 田 1,480㎡ 外2筆 合計3,446㎡

利用権： 賃貸借権

貸付人： 8号： [REDACTED]

9号： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 125,434.35 m²

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R6.12.1～R12.11.30(6年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件8番、9番につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の案件8番、9番の2案件について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 滝川委員入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.14～P.24をご覧ください。

契約件数： 17件 合計 57,051 m²

新規契約： 3～7、12、16～19番 10件 41,339 m²

更新契約： 1～2、10～11、13～15番 17件 15,712 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1番を■■■■氏へ、2番を■■■■氏へ、3～5番を■■■■
■■■■へ、6番を■■■■氏へ、7番を■■■■氏、10～12番を■■■■氏へ、13～14番を■■■■氏
へ、15～16番を■■■■へ、17～19番を■■■■へ貸し付けるもの

です。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 8 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 9 号について事務局より説明を願います。

事務局

続きまして、議案第 9 号についてです。

議案第 9 号-1 (更新)

認定更新期限： 令和 6 年 11 月 25 日

予定認定番号： 26-5-再 2 号

申請者

:

住所

:

生年月日

:

営農類型： (R 11 目標) 採種タマネゴ、ぶどう (シャインマスカット)

生産量目標： (R 11 目標)

	現状	R 11 年目標		
採種タマネギ	500 kg	70 a	700 kg	(100 kg/10 a)
ぶどう (シャインマスカット)	—	3.5 a	580 kg	(1,657 kg/10 a)

目標所得： 6,000 千円

年間労働時間 2,000 時間

農業経営改善の方向の概要：

平成 26 年に認定を受け、現在は借入地において採種タマネギを栽培している。経営農地内に排水が悪い所があるので、作付け前に機械で排水対策するなど作付け生産向上に努めるとともに、病虫害防除対策と除草管理等の日常管理を適正に行う。

新たにぶどう (シャインマスカット) の栽培を試作しているが、作付品目として生産性の確保ができるようにしたい。

また、現在は本人 1 人で経営にあたっており、定植・収穫時期等の繁忙期に臨時雇用によ

って補完している状況であり、今後は作業行程も考慮し、臨時雇用の有効活用を図って、休日等もとれるよう、農業従事時間に余裕をもたせたい。

経営については、税理士に委託し青色申告している。経営分析する中で、経費（日当雇用→時間雇用、使用農薬の見直し）の見直しを行うとともに、各種研修会に参加し、経営分析の手法等を習得し、経営改善を図りたい。

機械の老朽化などにより作業効率に支障がでているので、補助事業・農業制度資金・準備金制度等を活用し、資本整備の充実を図っていきたい。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

次期認定期間 令和6年11月26日～令和11年11月25日

議案第9号-2（更新）

認定更新期限： 令和6年12月25日

予定認定番号： 26-8-再2号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

法人設立年月日： [REDACTED]

営農類型：（R11目標） 水稲、麦、タマネギ、ブロッコリー

生産量目標：（R11目標）

	現状	R11年目標		
水稲	400 a	600 a	28,800 kg	(480 kg/10 a)
麦	770 a	1,400 a	56,000 kg	(400 kg/10 a)
タマネギ	150 a	100 a	60,000 kg	(6,000 kg/10 a)
ブロッコリー	1300 a	1000 a	84,000 kg	(840 kg/10 a)

目標所得： 10,000 千円

年間労働時間 2,000 時間

農業経営改善の方向の概要：

平成26年に法人として認定を受け、借入地を拡大しながら水稲・麦・タマネギ・ブロッコリーの作付経営を行ってきた。

近年、野菜の連作障害により病気が発生しているため、水稲・麦作付けへ移行などにより水張消毒も検討している。また、機械の導入による効率的な作業体系の確立や、計画的な作付けにより、周年を通じた安定収量確保に努めたい。

労働時間については、法人構成員が3人から2人になったことなどにより、定期的な休日もとれていないので、作業委託や常時雇用者の確保も検討することで、農業従事時間にゆとりを持たせたい。

経営管理は、専門家に委託して経営分析を行っている。作業委託により、作業時間や経費の節減も検討する。

機械の老朽化などにより作業効率に支障がでているので、補助事業・農業制度資金・準

備金制度等を活用し、資本整備の充実を図っていききたい。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

次期認定期間 令和6年12月26日～令和11年12月25日

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第9号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は8件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]
賃借人： [REDACTED]
申請地： [REDACTED] 田 4,541 m²の内 1,481 m²
解約日：令和6年11月5日
説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

案件2号と案件3号は同一人に関する案件ですので一括で説明いたします。

報告1-2～3

賃貸人：2 [REDACTED]
3 [REDACTED]
賃借人： [REDACTED]
申請地：2 [REDACTED] 田 4,541 m²の内 1,451 m²
3 [REDACTED] 田 2,865 m²
解約日：令和6年11月5日
説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

案件4号～案件8号は同一人に関する案件ですので一括で説明いたします。

報告 1-4~8

賃貸人：4 [REDACTED]
5 [REDACTED]
6 [REDACTED]
7 [REDACTED]
8 [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地：4~8 [REDACTED] 田 3407 m²外 13 筆 合計 21,529 m²

解約日：令和 6 年 10 月 31 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。なお、解約後は別の農業者が貸借することとなっております。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、議案第 6 号の 6 番、7 番、および議案第 8 号の案件 8 番、9 番の 4 案件を除く、議案第 1 号から議案第 9 号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 8 回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 3時 40分 閉会

議事録署名人

議長

委員

委員
